

光通信グループ

ひかり健康保険組合

令和1年6月14日

## 健康診断実施要領

一部の適用事業所を除き、適用事業所と健康保険組合の共同事業として定期健康診断を行う。

提携医療機関の費用は契約健診機関（ウェルネス・コミュニケーションズ）から健康保険組合に請求され、健康保険組合が立替えて支払う。（個人負担無し）

このうち、法定健診費用については健康保険組合から事業主に請求する。

34才以下の方も本人の拒否が無い限り35才以上項目のうち血液検査を実施する。また、希望制で25歳以上の女性被保険者を対象に乳癌検査及び子宮癌検査を、40歳以上の被保険者に胃部検査を実施する。契約健診項目以外の追加は無しとする。二次検査判定該当者の再検査・精密検査（二次検査）費用は被保険者負担とする。尚、腹囲測定は全年齢に実施する。

<対象者>：令和1年5月31日時点で被保険者である者

<実施期間>：（予約受付）令和1年7月29日～10月31日

婦人科健診予約受付 9月17日～12月27日

（受診期間）令和1年8月12日～11月30日

婦人科健診受診期間 ～令和2年1月31日

<実施方法>

1. 巡回健診：巡回健診希望事業所に対し実施

WCC指定の受診票を使用

※巡回は50名～100名以上の事業所より対象（基本）。会場面積80平米以上。レントゲン車：縦9m、横2.5m、高さ3.15m

2. 通院健診：巡回健診希望事業所以外の勤務者

<受診案内発送>

1、巡回健診：受診案内をWCCから自宅に送付

受診当日に案内を持参し受診する。

※乳癌検査・子宮癌検査及は巡回健診終了後、後日送付される案内に従って各自で予約をし、受診する。

- 2、通院健診 : 受診案内をWCCから自宅に送付  
各自で予約（人事が取り纏め予約も可）  
予約完了後、受診表をWCCから自宅に送付  
指定機関に受診表持参の上受診  
※巡回用と通院用の受診票は別。

<検査項目>

定期健康診断

検査項目	内 容 (検査項目)	単価 (税込)	定期健診 A	定期健診 B	定期健診 C	定期健診 D	定期健診 E	定期健診 F	定期健診 G	定期健診 H	定期健診 I	
			女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性
			WCC-010	WCC-010	WCC-010	WCC-010	WCC-010	WCC-010	WCC-010	WCC-010	WCC-010	WCC-010
			~24歳	~34歳	25歳~34歳	35歳	35歳	36歳~39歳	36歳~39歳	40歳~	40歳~	
<b>&lt;必須項目&gt;</b>												
医師診察	医師診察、身長・体重・BMI、体脂肪計測、視力遠点、血圧	¥2,800	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
胸部計測	胸部計測	¥210	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
尿検査	尿白、糖、潜血、ウロビリノーゲン	¥324	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
聴力検査	聴力（1K4K）両耳	¥540	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
胸部X線	胸部透視X線	¥1,901	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
心電図検査	心電図12誘導、脈拍数（心電図）	¥1,944	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
血液検査	A S T ( G O T )、A L T ( G P T )、 γ-G T、A L P、総蛋白、中性脂肪、 H D L - C、L D L - C、総コレステロール、 尿酸、クレアチニン、e - G F R、尿酸窒素、 血糖、H b A 1 c ( N G S P )、赤血球数、 血色素量、ヘマトクリット、H C V、M C H、 M C H C、白血球数、血小板数	¥4,849	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
合計（税込）			¥14,526	¥14,526	¥14,526	¥14,526	¥14,526	¥14,526	¥14,526	¥14,526	¥14,526	
<b>&lt;希望項目&gt;</b>												
子宮がん検診	子宮頸部細胞診&内診	¥5,400			△		△		△		△	
乳がん検診	乳房エコー&触診	¥5,940			▲		▲		▲		▲	
	マンモ&触診	¥6,480			▲		▲		▲		▲	
胸部検査	胸部透視X線	¥12,960								▲	▲	
	胸部内視鏡	¥16,200								▲	▲	

<結果報告>

- \* 個人通知（健康診断レポート）については受診した医療機関より受診対象者データ上の個人宅宛若しくは実家に発送する。
- \* 健診結果集計票・受診一覧・要管理一覧・二次一覧・その他健診関連データについては事業主と健康保険組合がそれぞれ保管・共有する。
- \* 労基署提出用健康診断結果報告書（法令用紙）は健診終了後、3月末までに事業主から所轄の労働基準監督署に提出する。
- \* WCC は健診結果の統計表作成し、事業主と健康保険組合に提出する。

以上